

教育体制・教育環境について

看護師等養成所の教員の要件について

教務主任

✓ 専任教員経験 3 年以上

✓ 教務主任養成講習会修了者

18単位 420時間（約 4 ヶ月）

✓ 幹部看護教員養成課程修了者

✓ 同等以上の学識経験を有すると認められる者



専任教員

✓ 業務経験※1 5 年以上

✓ 専任教員養成講習会の修了者

34単位 855時間（約 8 ヶ月）※eラーニング活用可（405時間）

✓ 業務経験※1 3 年以上

✓ 教育に関する科目※2 を

大学において履修して卒業 もしくは
大学院において履修

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン （平成27年 医政局長通知）

第 5 教員に関する事項（抜粋・一部追記）

（14）**教務主任となることのできる者は、（1）から（4）までのいずれか（看護師等養成所の専任教員）に該当する者であって、次のいずれかに該当するものであること。**

ア 専任教員の経験を 3 年以上有する者

イ 厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者

ウ 旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者

エ アからウまでと同等以上の学識経験を有すると認められる者

（3）**看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。**ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表 3 の専門分野の教育内容のうちの一つの業務に 3 年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師、助産師又は看護師として 5 年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

※1 業務経験：保健師養成所は保健師、助産師養成所は助産師、看護師および准看護師養成所は保健師、助産師又は看護師としての経験

※2 教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計 4 単位以上

専任教員養成講習会 教育内容と目標

専任教員養成講習会実施要領（平成22年 医政局長通知 別添 1）

区分	教育内容	授業内容	目標	単位数	時間数	備考
基礎分野 （看護教員として必要な基礎知識を学ぶ）	看護教育の基盤		ものの見方や考え方を広げ、教育の対象である学習者の理解を深める。	4	60	
教育分野 （教育の原理を系統的に学ぶ）	教育の基盤	教育原理*	教育の本質、教育方法、技術学習過程、教育評価の基本理論を学ぶ。	4	90	
		教育方法*				
		教育心理学*				
		教育評価*				
専門分野 （看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ）	看護論	看護論*	人間の健康、看護の考え方を多角的に学び、自己の看護観を明確にする。	1	30	
		看護論演習		1	30	
	看護教育学	看護教育論*	看護教育の目的、内容、方法などの基本理論を学び、看護教育のあり方について考える。	1	15	
		看護教育制度*	看護教育制度の変遷と現在の教育制度について理解する。	1	15	
	看護教育課程	看護教育課程論*	看護教育課程編成の基本的な考え方を学び、看護学全体の構造を理解する。	2	45	
		看護教育課程演習	看護教育課程編成のプロセスを学び、看護教育のあり方を理解する。	2	60	
	看護教育方法	看護教育方法論*	学習指導計画、教材作成について学び、これを活用して講義、演習、実習等における展開方法を学ぶ。	3	90	
		看護教育方法演習	学習指導計画、指導案を作成し模擬授業を行い（実習指導を含む）、その結果を考慮し看護教育方法を身につける。	3	90	
		看護教育実習	看護教育の理論と技術を実際に適用し、教育方法や教員のあり方を学ぶ。	2	90	
	看護教育演習	専門領域別看護論*	各専門領域別看護における教育内容とその構造を理解する。	1	15	
		専門領域別看護論演習	各専門領域別看護の教育内容、教育方法について学ぶ。（選択制）	2	60	統合分野を含む専門領域から一領域を選択
	看護教育評価	看護教育評価論*	看護教育内容の評価方法を理解し、その適用について学ぶ。	1	30	
		看護教育評価演習	看護技術評価を作成し、看護教育評価の理解を深める。	1	30	
	研究	研究方法*	看護教育における研究の意義を理解し、研究結果の教育活動への活用や看護研究の指導方法を学ぶ。	2	60	
	看護学校経営	看護学校管理*	看護学校の組織運営の特性と管理のあり方を学ぶ。	1	15	
その他			教育内容全体に幅や深さをもたせるための内容を学ぶ。	2	30	
合 計				34	855	

* eラーニング活用可能 なお、研究方法については、「看護教育における研究の意義等の理解」の内容について1単位30時間を取り扱う。

教務主任養成講習会 教育内容と目標

教務主任養成講習会実施要領（平成22年 医政局長通知 別添2）

区分	教育内容	授業内容	目標	単位数	時間数
専門分野*	看護学論	領域別看護論	各看護領域の特性に焦点をあて、その目的、対象、内容と構成の考え方を理解し、看護学を全体的に捉える。	2	30
	看護学校経営	看護学校経営	学校経営の基礎理論を学ぶ。	2	30
		看護学校経営演習	学校経営の理論を基礎に、看護学校経営のあり方を考察し、教育実践への適用能力を高める。	2	60
	看護学教育方法	看護学教育方法論	教育方法に関する最新に知見を知り、見識を深める。	1	15
		看護学教育方法演習	効果的な教育を実践するために教育方法について多面的に検討し、教育方法に関する見解を深める。	1	30
	看護学教育評価	看護学教育評価論	教育評価に関する最新の知見を知り、見識を深める。	1	15
		看護学教育評価演習	看護学教育評価の課題を認識し、看護学教育評価のあり方を追究する。	1	30
	看護学教育開発	看護学教育課程開発	看護学教育課程の動向を理解し、看護学教育課程のあり方および開発の方法を学ぶ。	2	30
		看護学教育課程開発演習	看護の動向を踏まえて、看護学教育のニーズに対応した看護学教育課程のあり方を追究する。	4	120
		看護学教育開発演習	看護教育上の問題を分析し、解決する力を養うために、自らの教育事象を分析し、課題解決を図る。	2	60
合 計				18	420

* 教務主任として必要な内容（①教員に対する指導力を養うための内容 ②教育課程の管理能力を養うための内容 ③学校運営の推進力を養うための内容 ④看護教育上の問題を分析し総合的な判断力を養うための内容）で構成する。

※ eラーニングは無し

看護教員の向上すべき資質と求められる能力

今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書（平成22年2月17日）

1) 向上すべき資質

- ・対人関係における自己の表現力や相手に対する理解
- ・多様な個性を尊重する人権意識や倫理観、看護に対する価値観
- ・人として、看護職として学生等の目標となることができる人間性

2) 求められる能力

① 教育実践能力

- ・時代の要請に合ったカリキュラムを作成し、それを授業展開、評価、改善する能力
- ・自らの専門領域の教育のみでなく、全ての領域とのかかわりを意識して教育を展開する能力
- ・学生等が、リアリティーを感じながら自分の課題として学ぶことができる学習環境を設定する能力
- ・学生等の体験や臨床実践の状況を教材化して学生等に説明する能力
- ・多様な学生等に対応する指導力
- ・臨地実習の中で学習を積み重ねていく学生等を形成的に評価する能力
- ・学生等が自らの能力開発に将来活かすことができるような客観的な評価を行う能力

② コミュニケーション能力

- ・学生等に対するコミュニケーション能力
- ・学生同士のコミュニケーションを支援する能力
- ・他の領域の教員、実習施設と連携、協働する能力
- ・実習施設との調整能力

③ 看護実践能力

- ・学生等に適切に教えることを目的として、看護の基本技術に加え、最新の医療に関する技術や知識を有し、看護を実践する能力

④ マネジメント能力

- ・提示するべきか守るべきかなど個人情報適切に処理・管理する能力
- ・運営に主体的に参画でき組織目標の達成に向け、リーダーシップが発揮できる能力

⑤ 研究能力

- ・専門分野の研究に関する最新情報を収集し、教育に活用できる能力
- ・日々の教育活動の中に課題を見出し、研究に取り組める能力

看護教員養成講習会の実施状況の推移

□ 専任教員養成講習会の開催箇所数（定員数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
都道府県	12 (441名)	12 (443名)	17 (583名)	14 (493名)	12 (408名)
準ずる団体	4 (195名)	3 (165名)	3 (195名)	3 (195名)	4 (195名)
合計	16 (636名)	15 (608名)	20 (778名)	17 (688名)	16 (603名)

□ 教務主任養成講習会の開催箇所数（定員数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
都道府県	1 (30名)	0	0	0	1 (20名)
準ずる団体	2 (35名)	2 (35名)	3 (59名)	3 (59名)	2 (29名)

看護教員養成講習会 平成30年度開催一覧

■専任教員養成講習会

都道府県 12ヶ所／408人

	都道府県名	講習会開催期間			定員（人）	eラーニング の活用
1	北海道	平成30年 5月	～	平成31年 2月	40	○
2	宮城県	平成30年 5月	～	平成31年 1月	30	○
3	茨城県	平成30年 4月	～	平成31年 3月	30	
4	群馬県	平成30年 4月	～	平成31年 3月	20	
5	埼玉県	平成30年 5月	～	平成31年 2月	30	○
6	東京都	平成30年 5月	～	平成31年 3月	45程度	
7	神奈川県	平成30年 4月	～	平成31年 3月	40	○
8	大阪府	平成30年 4月	～	平成30年12月	50	○
9	兵庫県	平成30年 4月	～	平成30年12月	25	○
10	広島県	平成30年 5月	～	平成31年 1月	33	○
11	福岡県	平成30年 4月	～	平成30年12月	40	○
12	鹿児島県	平成30年 4月	～	平成30年12月	25	○
合計					408	9

準ずる団体 4ヶ所／195人

	実施主体	開催期間	定員（人）
1	日本赤十字看護大学大学院	平成30年 4月 ～ 平成32年 3月	5 程度
2	人間総合科学大学	平成30年 4月 ～ 平成31年 3月	40
3	環太平洋大学	平成30年 4月 ～ 平成32年 3月	150
4	群馬県立県民健康大学大学院	平成30年 4月 ～ 平成32年 3月	若干名
合計			195

■教務主任養成講習会

都道府県 1ヶ所／20人

	都道府県名	開催期間	定員（人）
1	愛知県	平成30年 5月 ～ 平成31年 1月	20
合計			20

準ずる団体 2ヶ所／29人

	実施主体	開催期間	定員（人）
1	日本赤十字看護大学大学院	平成30年 4月 ～ 平成32年 3月	5 程度
2	公益社団法人 東京慈恵会	平成30年 6月 ～ 平成30年12月	24
合計			29

看護師等養成所の教員の配置について

	保健師	助産師	看護師	准看護師
学校養成所指定規則 保健師助産師看護師 学校養成所指定規則	別表□※に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、 そのうち○人以上は△の資格を有する専任教員とし、 その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。 (※各職種の教育内容)			
	○ = 3 △ = 保健師	○ = 3 △ = 助産師	○ = 8 ※ △ = 看護師 ※ 2年課程全日制・定時制は7人 ※ 2年課程通信制は10人 (入所定員300人以下の場合は8人)	○ = 5 ※ △ = 看護師 ※ 当分の間、3人
看護師等養成所の運営に 関する指導ガイドライン	学生定員が○人を超える場合には、 学生が△人を増すごとに1人増員することが 望ましいこと。		学生総定員が○人を超える場合には、 学生が△人を増すごとに1人増員することが 望ましいこと。	
	○ = 20 △ = 20	○ = 20 △ = 20	○ = 120 △ = 30 ※ 2年課程通信制は、 総定員500人を超える場合、 100人ごとに1人増員	○ = 80 △ = 30

看護教員に関する現状 ①

＜専任教員を多く配置している課程について＞

		全課程数	指定規則上の数より多く 専任教員を配置している課程		専任教員の増員が望ましいと される定員をもつ課程	
			課程数	全課程数 に占める割合	課程数	全課程数 に占める割合
保健師		7	4	57.1%	2	28.6%
助産師		42	25	59.5%	4	9.5%
看護師 3年課程（全日制・修業年限4年）		14	13	92.9%	14	100.0%
看護師 3年課程（全日制・修業年限3年）		516	405	78.5%	178	34.5%
看護師 3年課程（定時制）		7	6	85.7%	7	100.0%
看護師 2年課程（全日制）		52	26	50.0%	2	3.8%
看護師 2年課程（定時制）		92	48	52.2%	14	15.2%
看護師 2年課程（通信制）		17	4	23.5%	0	0.0%
統合カリキュラム（保健師・看護師）		10	9	90.0%	8	80.0%
准看護師※	3人より多い	129	93	72.1%	37	28.7%
	うち、5人より多い		うち 36	27.9%		

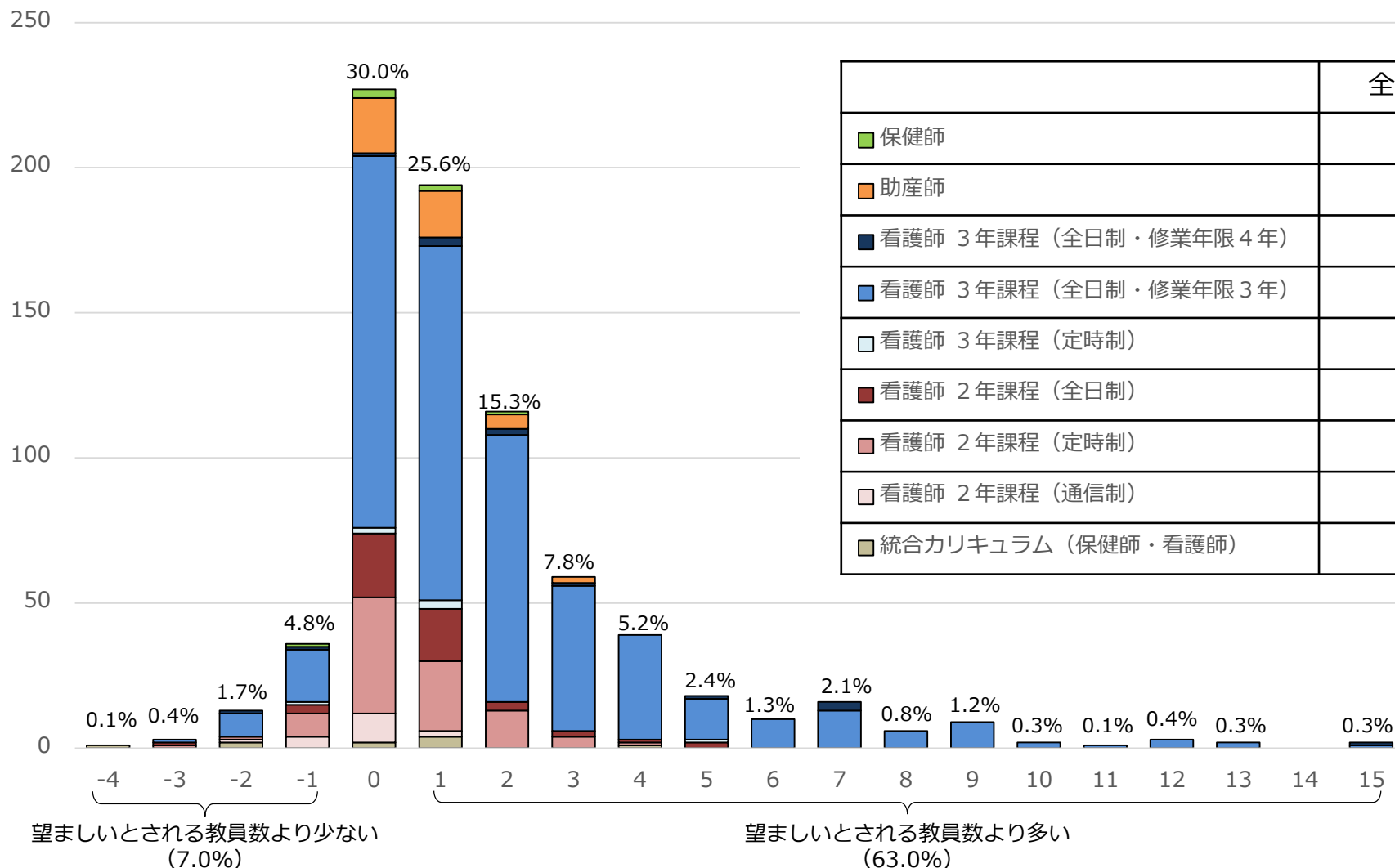
保健師・助産師・看護師：平成30年度 保健師助産師看護師法施行令に第14条に基づく報告

准看護師：平成29年度 厚生労働省 看護職員確保対策特別事業「准看護師養成所における教育に関する調査」報告書

※220校のうち回答のあった129校（58.6%）のデータ

看護教員に関する現状 ②

＜専任教員数の分布＞



	全課程数
保健師	7
助産師	42
看護師 3年課程（全日制・修業年限4年）	14
看護師 3年課程（全日制・修業年限3年）	516
看護師 3年課程（定時制）	7
看護師 2年課程（全日制）	52
看護師 2年課程（定時制）	92
看護師 2年課程（通信制）	17
統合カリキュラム（保健師・看護師）	10

看護教員に関する現状 ③

＜教員養成講習会および教育に関する科目について＞

	専任教員※1				教務主任	
	全教員数	講習会 受講	教育に 関する 科目履修	どちらも無し	全教員数	講習会受講
保健師	26	19	6	1 (3.8%)	7	0 (0.0%)
助産師	165	115	49	22 (13.3%)	43	6 (14.0%)
看護師 3年課程	6,157	4,806	1,199	714 (11.6%)	571	134 (23.5%)
看護師 2年課程	1,298	942	219	231 (17.8%)	160	15 (9.4%)
統合カリキュラム (保健師・看護師)	151	74	78	19 (12.6%)	9	0 (0.0%)
准看護師※2	674	415	109	150 (22.3%)	131	10 (7.6%)

※1 専任教員数には教務主任数を含む

実習指導者について

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（平成27年 医政局長通知）

第8 実習施設等に関する事項

1 実習指導者

実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。

保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（平成27年 医政局長通知）

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所の実習施設で実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設の実習指導者となる予定の者、又は上記養成所において実習指導の任にある者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

○講習期間：計8週間（240時間）※うち108時間の教育内容でeラーニングを活用可

○以下については特定分野における実習指導者講習会として、計39時間以上の期間での講習を実施可

- －保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師
- －助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の実習施設の助産師、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師
- －看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は在宅看護論実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師
- －准看護師養成所における老年看護実習又は母子看護実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

実習指導者講習会 科目と目標

保健師助産師看護師実習講習会実施要綱（平成27年 医政局長通知 別添 1）

区分	科目	目標	時間数	
教育及び看護に関する科目	教育原理*	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ	6	108
	教育心理*	人間の発達と教育過程における心理的な特徴について青年期を中心として理解する	18	
	教育方法*	教育の基本的な方法や技術についての理解を深める	30	
	教育評価*	教育評価の意義と方法について理解する	6	
	看護論*	看護の考え方を多角的に学び看護についての視野を広げる	18	
	看護教育課程*	看護師等の教育課程についてその概要、看護過程の展開を学び実習指導につなげる	30	
実習指導に関する科目	実習指導の原理	実習指導の基本と実習指導のあり方等について理解する	15	90
	実習指導の評価	実習における評価の意義や方法を理解する	15	
	実習指導の実際	実習指導の展開について理解を深め、演習等をとおしてその実際を学ぶ	60	
看護師2年課程通信制に関する科目	看護師2年課程通信制の教育制度	看護師2年課程通信制教育の基本的な考え方及びその特徴について理解する	3	21
	学生の到達度の理解		6	
	実習指導の方法と留意点	通信制で学ぶ学生の実習指導方法について事例を通じて理解する	12	
その他		実習指導者の養成に必要と思われる教育内容とする	21	21
合 計			240	

* eラーニング活用可能

実習指導者講習会の実施状況の推移

□ 実習指導者講習会の開催箇所数（定員数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
都道府県	47 (3,417名)	44 (3,247名)	43 (3,167名)	43 (3,292名)
準ずる団体	18 (1,020名)	17 (990名)	21 (1,070名)	19 (1,000名)
合計	65 (4,437名)	61 (4,237名)	64 (4,237名)	62 (4,292名)

□ 特定分野における実習指導者講習会の開催箇所数（定員数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年	平成30年度
都道府県	21 (650名)	27 (694名)	29 (814名)	27 (712名)
準ずる団体	1 (80名)	1 (80名)	1 (80名)	1 (80名)

実習指導者講習会 平成30年度開催一覧

都道府県 43ヶ所／3,292人

※特定分野における実習指導者講習会は、27ヶ所／712人

都道府県名	定員（人）	都道府県名	定員（人）	都道府県名	定員（人）	都道府県名	定員（人）
1 北海道	200	12 東京都	①75 ②75 ③75	22 愛知県	①60 ②60	33 徳島県	35
2 岩手県	50	13 神奈川県	①100 ④40 ②40 ⑤40 ③40 ⑥40	23 三重県	60	34 香川県	40
3 宮城県	50程度	14 新潟県	60程度	24 滋賀県	70	35 愛媛県	40
4 秋田県	30	15 富山県	40	25 大阪府	①80 ②80 ③80	36 高知県	50
5 山形県	40	16 石川県	50	26 兵庫県	60	37 福岡県	82
6 福島県	①40 ②20	17 福井県	40	27 奈良県	70	38 佐賀県	50程度
7 茨城県	100	18 山梨県	40	28 和歌山県	40	39 長崎県	40
8 栃木県	45	19 長野県	50	29 鳥取県	35程度	40 熊本県	50程度
9 群馬県	70	20 岐阜県	60	30 岡山県	50	41 大分県	40
10 埼玉県	140	21 静岡県	80	31 広島県	50	42 宮崎県	40
11 千葉県	①60 ②60 ③60			32 山口県	60	43 沖縄県	60
						合計	3,292

準ずる団体 19ヶ所／1,000人

※特定分野における実習指導者講習会は、1ヶ所／80人

実施主体	定員（人）	実施主体	定員（人）
1 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国立看護大学校	50	11 一般社団法人 上尾中央医科グループ協議会	90
2 独立行政法人 国立病院機構 北海道東北グループ	40程度	12 学校法人 埼玉医科大学	40
3 独立行政法人 国立病院機構 関東信越グループ	60程度	13 学校法人 日本医科大学	50程度
4 独立行政法人 国立病院機構 東海北陸グループ	40程度	14 学校法人 藤田保健衛生大学	80
5 独立行政法人 国立病院機構 近畿グループ	50程度	15 医療法人 IMSグループ	50
6 独立行政法人 国立病院機構 中国四国グループ	40程度	16 日本赤十字社幹部看護師研修センター	50
7 独立行政法人 国立病院機構 九州グループ	40	17 公益社団法人 京都府看護協会	50
8 独立行政法人 地域医療機能推進機構本部	40	18 学校法人 洛和学園	40
9 名古屋市	70	19 学校法人 湘南ふれあい学園	40
10 一般社団法人 日本精神科看護協会	80	合計	1,000

実習指導体制について

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（平成27年 医政局長通知）

第5 教員に関する事項

3 実習調整者

- （1）臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。
- （2）実習調整者となることのできる者は、1—（1）から（4）※までのいずれかに該当する者であること。（※看護師等養成所の専任教員）

4 実習指導教員

- （1）実習施設で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと。
- （2）実習指導教員は、保健師養成所にあつては保健師、助産師養成所にあつては助産師、看護師養成所にあつては保健師、助産師または看護師、准看護師養成所にあつては保健師、助産師、看護師または准看護師とすること。
- （3）臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。

実習施設の要件について

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（平成27年 医政局長通知）

第8 実習施設等に関する事項

2 実習施設

- (1) 実習施設には、実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていることが望ましいこと。
- (2) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。
- (3) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。
- (4) 実習病院が同時に受け入れることのできる学生数は、看護単位ごとに10名を限度とすること。従って、多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。

各養成所における実習施設の要件について ①

	保健師	助産師	看護師	准看護師
実習施設の条件	■市町村・保健所 ア 業務指針が作成され、活用されていること。 イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。 ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。 エ 適当な実習指導者が定められていること。 オ 公衆衛生看護活動が適正に行われていること。 カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。	■病院・診療所・助産所 ア 外来を含む産科診療部門の管理体制が適当であること。 イ 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。 ウ 助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理されていること。 エ 外来、産科棟には適当な助産師の実習指導者が定められていること。ただし、診療所及び助産所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な助産師を実習指導者とみなすことができること。 オ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。	■主たる実習施設（基礎看護学、成人看護学の実習施設） ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。 イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。 （ア）組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。 （イ）看護部門としての方針が明確であること。 （ウ）看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。 （エ）看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。 ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。 エ 看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。 オ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。 （ア）看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。 （イ）各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。 （ウ）患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。 カ 実習生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。 キ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。	■主たる実習施設（基礎看護、成人看護の実習施設） ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。 イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。 （ア）組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。 （イ）看護部門としての方針が明確であること。 （ウ）看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。 （エ）看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。 ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。 エ 看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。 オ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。 （ア）看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。 （イ）各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。 （ウ）患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。 カ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。 キ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。
			■主たる実習施設以外の実習施設 医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については上記イからキまでと同様とすること。	■主たる実習施設以外の実習施設 医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、上記イからキまでと同様とすることが望ましいこと。

各養成所における実習施設の要件について ②

	保健師	助産師	看護師	准看護師
その他の実習施設の要件			■訪問看護ステーション ア 複数の訪問看護専任者がいること。 イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。 ■看護師養成所2年課程（通信制）の実習施設 現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。	■診療所 ア 看護手順が作成され、活用されていること。 イ 看護師が配置されていること。
単位数			病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。	病院以外の実習は指定規則に定める時間数の1割から3割程度の間で定めること。
実習施設の種類	市町村及び保健所以外に、病院、診療所、訪問看護ステーション、精神保健福祉センターその他の社会福祉施設、学校、事業所等を適宜含めること。	病院、診療所、助産所以外に、保健所、市町村保健センター、母子健康センター等を適宜含めること。	基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院等を確保すること。病院以外として、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。	基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。病院以外の実習施設として、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。

看護師等養成所の施設設備について

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（平成27年 医政局長通知）

第7 施設設備に関する事項（抜粋）

2 教室等

- (1) 同時に授業を行う学生数は原則として40人以下とすること。ただし以下の場合についてはこの限りでない。
 - ア 看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎科目であって、教育効果を十分に挙げられる場合
 - イ 2年課程（通信制）の面接授業等であって、教育効果を十分に挙げられる場合
- (3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。
- (7) 視聴覚教室、演習室、情報処理室、学校長室、教員室、事務室、応接室、研究室、教材室、面接室、会議室、休養室、印刷室、更衣室、倉庫、及び講堂を設けることが望ましいこと。
- (8) 臨床場面を擬似的に体験できるような用具や環境を整備することが望ましいこと。

5 看護師養成所

- (1) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。
- (2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

7 機械器具等

- (1) 教育上必要な機械器具、模型及び図書は、保健師養成所にあつては別表7に、助産師養成所にあつては別表8に、看護師養成所にあつては別表9に、准看護師養成所にあつては別表10にそれぞれ掲げるものを有すること。
- (2) 機械器具、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。